

新潟大学 サポーター倶楽部

入会のご案内

地域の中核を担い国際社会で活躍する人材を輩出するため
新潟大学では以下の取り組みを推進しています。

皆様からの
継続的なご支援をお願いします。

学生の修学 支援

- 「輝け未来!!新潟大学入学応援奨学金」「新潟大学修学応援特別奨学金」など本学独自の奨学金の支援
- 大学院生の論文投稿費や国際会議発表のための渡航費などの支援
- 本学独自の学生支援制度「ダブルホーム」活動経費などの支援

教育施設整備 への支援

- 老朽化した運動施設(サッカー・ラグビー場、陸上競技場等)の改修整備支援
- 学生寮、留学生用宿舎の老朽化対応整備支援

国際交流 への支援

- 海外に留学する日本人学生に対する留学先授業料の支援
- 外国人留学生に対する奨学金の支援
- 外国人研究者招聘渡航費などの支援



真の強さを学ぶ。

新潟大学
NIIGATA UNIVERSITY

新潟大学サポーター倶楽部の概要

趣旨 目的

地域の中核を担い国際社会で活躍する人材を輩出するため、新潟大学が行う「学生の修学支援」「国際交流」「教育施設整備」の推進について、「新潟大学基金」への寄附を通じた支援を行うとともに、会員への情報発信により新潟大学と会員及び地域社会の連携と発展を目指す。

学生支援

- ・学生の修学支援
- ・国際交流
- ・教育施設整備

学生支援

寄附(会費の納入)

新潟大学基金への寄附

法人(年会費)1口5万円

個人(年会費)1口1万円

(年会費全額を基金に寄附)

<入会、寄附の方法>

- ・入会申込書に入会期間、希望口数を記載
- ・銀行振込により入金



新潟大学基金

新潟大学サポーター倶楽部

(会長:新潟大学長)

幹事会

幹事企業

倶楽部報告会

企業

団体

個人

幹事会について

組 織	①幹事企業 ②全学同窓会会長、副会長 ③学長、理事
開催時期	年1回
内 容	①前年度の収支・事業報告 ②当該年度の収支見込・事業計画説明 ③新規会員募集計画について協議 ④新潟大学の取組の状況報告と意見交換

倶楽部報告会について

参 加 者	①倶楽部会員 ②大学関係者 ③支援を受けて活躍した学生
開催時期	年1回
内 容	①幹事会の議事内容について報告 ②支援を受けた学生の成果報告 ③情報交換会(参加者による交流会)

会員の皆様へ

謝意の表明・特典

入会していただいた方への謝意の表明として、広報誌の定期送付、メールを活用した情報発信のほか次の特典を用意しています。

会員名簿

入会いただいた皆様のご支援に感謝し、会員名(公表に同意をいただいた場合)を、新潟大学サポーター倶楽部会員名簿として新潟大学基金ホームページや大学広報誌に掲載いたします。

芳名板

新潟大学サポーター倶楽部会員名簿として、会員期間中、附属図書館1階インフォメーションラウンジに会員名を掲載いたします。

寄附金額に応じた特典

個人

寄附金額	10万円以上 50万円以上	感謝状贈呈 上記に加え、記念品の贈呈
------	------------------	-----------------------

法人・団体

寄附金額	50万円以上 200万円以上	感謝状贈呈 上記に加え、記念品の贈呈
------	-------------------	-----------------------

駅南キャンパスときめいと使用申込の優遇

使用申請の受付期間が学内者と同様の取り扱いとなり、一般の方よりも優遇されます。

寄附金に対する税法上の優遇措置

寄附の税法上の優遇措置について

新潟大学へのご寄附は、税法上の優遇措置が受けられます。

ご寄附いただいた寄附金については、下記の基準により課税所得から控除されます。本学からお送りする寄附金領収書を控除明細書としてご利用いただき、確定申告によりお手続きをしてください。

法人からの寄附(法人税法第37条第3項第2号)全額損金算入が可能です。

個人からの寄附(所得税法第78条第2項第2号、地方自治体の条例)

所得税の優遇措置

その年の寄附した寄附金が2,000円を超える場合、その超えた金額が該当年の所得から控除されます。ただし、寄附金の額が総所得金額等の40%を上回る場合は、40%が限度となります。

個人住民税(県民税・市町村税)の優遇措置

寄附をした翌年の1月1日現在、新潟県内にお住まいの方は、寄附した年の翌年の個人住民税10%が軽減されます。
※ただし、関川村にお住まいの方は、村条例により県民税4%のみの軽減となっています。
※新潟県外にお住まいの方は、それぞれの都道府県・市町村により取扱いが異なりますので、お住まいの都道府県・市町村にお問合せ願います。

課税所得から控除を受けるには

1 所得税と個人住民税の控除を受けようとする場合

本学からお送りする「寄附金領収書」を添付して、翌年3月15日までに、最寄の税務署で確定申告を行ってください。

※税務署で確定申告を行なうと、所得税と個人住民税の両方の控除を受けることができます。

2 個人住民税のみ控除を受けようとする場合

本学からお送りする「都道府県民税・市町村民税額控除申告書」に「寄附金領収書」を添付して、翌年3月15日までに、お住まいの市町村税務窓口で申告を行ってください。

新潟大学サポーター倶楽部への入会のご案内

新潟大学は、1945年5月に新制国立大学として発足して以来、新潟という地において、地域と世界の発展に資する「知の拠点」としての重要な役割を果たしてきました。現在は、10学部5大学院研究科、2研究所、医歯学総合病院等からなり、約13,000人の学生と約3,000人の教職員を擁する全国有数の大規模総合大学となっています。

一方で、日本の国立大学は2004年に国立大学法人に移行し、独自の財政基盤づくりが各大学法人に求められるようになりました。そのため、新潟大学では、2009年に「新潟大学基金」を創設し、時代に即した質の高い教育・研究の推進、社会への貢献をするための基盤整備のためのご寄附を募ってきましたが、その一環として、2016年3月に新たな仕組みとしての「新潟大学サポーター倶楽部」を創設しました。

本倶楽部は、新潟大学の活動を継続的にご支援していただける企業や法人・個人の方々に入会いただくものです。会員の皆様には、年会費を「新潟大学基金」に寄附金として納入していただき、その基金は新潟大学の「学生の修学支援」、「国際交流」、「教育施設整備」に関わる整備に活用させていただきます。一方で、会員の皆様には、本学の広報誌を定期的にお送りするとともに、年1回の報告会・情報交換会において、本倶楽部から得られた基金で実施している多種多様な活動のご紹介と、この基金で支援を受けた学生との直接な交流の場を提供させていただいています。

新潟大学は、「自律と創生」という本学の理念のもとに、地域と国際社会に貢献する知の拠点として、最先端の研究活動を展開しています。幕末の開港5港の一つである新潟市で、日本の「知のゲートウェイ」としての役割をさらに明確にしながら、今後ますます活発な人材交流と頭脳循環を図り、魅力ある活動を展開していきます。その中で、企業を始め多くの方々の期待に応えることができるような質の高い人材、現代社会の課題に的確に対応できる多様な人材の育成を推進します。

皆様におかれましては、「新潟大学サポーター倶楽部」の趣旨にご賛同の上、ぜひともご入会いただき、新潟大学への継続的なご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



新潟大学長 牛木 辰男

新潟大学サポーター倶楽部規約

- (名称)
第1条 本会は、新潟大学サポーター倶楽部と称する。
- (趣旨・目的)
第2条 地域の中核を担い国際社会で活躍する人材を輩出するため、新潟大学が行う「学生の修学支援」「国際交流」「教育施設整備」の推進について、「新潟大学基金」への寄附を通じた支援を行うとともに、会員への情報発信により新潟大学と会員及び地域社会の連携と発展を目指す。
- (会員)
第3条 本会の会員とは、倶楽部設立の目的に賛同し、継続して新潟大学への支援を行う法人、団体及び個人をいう。
- (会費)
第4条 会費は法人、団体及び個人とも年間分とし、全額を新潟大学基金に寄附するものとする。
2 会費については次のとおりとする。
(1)法人、団体会員 年間 1口 5万円
(2)個人会員 年間 1口 1万円
- (活動)
第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。
(1)幹事会
(2)倶楽部報告会
(3)その他本会の目的を達成するために必要な活動
- (役員)
第6条 本会に次の役員を置く。
(1)会長
(2)幹事
- 2 会長は新潟大学長が務めるものとし、幹事は会長が委嘱する。
3 会長は会務を総理するとともに本会を代表し、幹事は会長を補佐する。
4 会長、幹事は会員の募集に努めるものとする。
5 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (幹事会)
第7条 会長は毎年1回幹事会を開催し、本会及び新潟大学基金の収支状況や基金を活用した事業について報告する。
- (倶楽部報告会)
第8条 会長は毎年1回倶楽部報告会を開催し、本会及び新潟大学基金の収支状況、基金を活用した事業について報告するとともに、情報交換会を開催する。
- (事務局の設置)
第9条 本会の事務局は、新潟大学サポーター連携推進室に置く。
2 本会の事務局長は、新潟大学サポーター連携推進室長をもって充てる。
- (事業年度)
第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。
- (その他)
第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。
- 附則
この規約は平成28年3月4日から施行する。

「新潟大学基金」を活用した主な事業実績

輝け未来!! 新潟大学入学応援奨学金

経済的理由で大学進学が困難な高校生に対して、入学時に必要な学資の一部を奨学金として入学前に40万円給付するものです。加えて、希望すれば大学の学生寮(五十嵐寮)を優先的に確保します。(平成23年度入学者から実施しているもので、国立大で初の制度です。今後、対象を大学院生まで拡大することを予定しています。)

【令和2年度までの採択状況等】

累計：申請者数1,138人／受給者数353人／
支給額141,200,000円

新潟大学大学院博士課程奨学金

経済的理由により進学を断念せざるを得ない学業成績が優秀な学生に対して、進学時に必要となる学費の一部を奨学金として30万円を給付する本学独自の奨学金です。(平成30年度創設)

【令和2年度までの採択状況等】

累計：申請者数42人／受給者数39人／支給額11,700,000円

新潟大学学業成績優秀者奨学金

第2年次以上の学生のうち、前年度の成績評価が上位である者に対し、各学部(医学部は各学科)各年次から3人に年額10万円を給付する本学独自の奨学金です。(平成18年度創設)

国際交流活動支援事業

外国人留学生に対する奨学事業、海外に留学する学生に対する奨学事業、その他国際交流活動に必要な事業を支援しました。

サポーター倶楽部 報告会・情報交換会の開催

年1回開催し、倶楽部及び新潟大学基金の事業や収支の状況を報告します。また、倶楽部の支援を基に実施している奨学金制度の受給者等である学生から、それぞれの活動の成果報告を行います。

報告会終了後、情報交換会を開催し、会員及び大学教職員・学生との交流による情報交換を行います。

2020年の報告会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、オンラインで開催しました。会員、学生(留学生を含む。)、大学教職員の計134名の参加があり多くの方々から「有意義な会であった」等の感想が寄せられました。当日の様子はYouTube新潟大学公式チャンネルで公開しています。



倶楽部報告会
YouTube QRコード



学生の成果報告の様子(2019年)



情報交換の様子(2019年)

私たちは「新潟大学サポーター倶楽部」の幹事として 新潟大学を応援します。(50音順)

亀田製菓(株)

(株)キタック

(株)コメリ

(株)コロナ

JA新潟中央会

(株)第四北越銀行

新潟総合警備保障(株)

日本精機(株)

(株)BSNアイネット

(株)福田組

(株)ブルボン

北越工業(株)

北陸ガス(株)

「新潟大学サポーター倶楽部」へのご入会のお申し込みやお問い合わせはこちらへ

新潟大学サポーター連携推進室

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050

TEL 025-262-5651・6010・6356 FAX 025-262-7796 (電話受付 9:00~17:00 土日祝日除く)

【e-mail】 kikinjimu@adm.niigata-u.ac.jp

【HP】 <https://www.niigata-u.ac.jp/university/donation/supporters/>

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

発行 2021年3月